

### 3 開かれた組織運営と個人情報保護

#### 【現状と課題】

社協の法人運営状況や各種事業の実施状況は社協の会員のみならず地域住民も大いに興味・関心をもっているところです。これまでも社協だよりやボランティア通信といった広報紙やホームページ等で情報提供をし、会員募集事業等を通して広報・啓発活動を行ってきました。しかし、まだまだ社協の活動内容が十分に地域住民や関係団体に浸透しているとは言えないのが実情です。また、社会福祉法人制度改革では、事業運営の透明性の向上のため、情報開示の拡充が盛り込まれています。このように「組織運営の見える化」を進める一方で、社協が扱う福祉サービスの利用者や相談者の個人情報、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律」の規定に基づき職員等から収集した情報、いわゆるマイナンバーに関する個人情報（以下、「特定個人情報」という。）の取扱いも大きな課題となっています。

#### 【今後の取り組み】

##### ①情報開示の拡充

法人運営状況、各種事業の実施状況、第5次瑞穂町地域福祉活動計画の内容や進捗状況等を随時、分かりやすい形で情報提供し、広報活動の充実を図ります。情報提供の手段については、これまでの広報紙やホームページに加え、瑞穂町ふれあいセンター内に情報提供コーナーを設置し、ホームページと同様に即時性のある情報を、誰にでも提供できるようにします。また、各事業の活動時や瑞穂町の行事参加時等様々な場面で、職員が積極的に情報提供や広報活動をしていきます。これらの活動により地域住民や関係団体に社協への理解を深めてもらうとともに、信頼される関係づくりを進めていきます。さらに、社会福祉法人制度改革で盛り込まれた情報開示の拡充に対応するため、社協の経営状況や役員報酬基準等を分かりやすく公表し、事業運営の透明性の向上に努めます。

##### ②個人情報の保護

社協が個人情報保護対策を徹底するためには、個人情報保護規程の規定に基づき、適正な個人情報の取扱いや管理を徹底することが重要です。しかし、社協が扱う個人情報は紙に記載されたものだけでなく、電子データで保管されたものも数多くあります。社協は、それらを取り扱う職員が、重大な責務を負っているという自覚をもち、**情報モラル**の向上に努めるとともに、日々進化するICTについても十分な知識を得られるよう、個人情報保護に関する組織的な教育体制を構築していきます。また、新たに取り扱いが始まった特定個人情報についても必要な規程等を整備し、適正な管理や取扱いを徹底します。

---

※マイナンバー： 住民票を有する全ての方に1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策等の分野で情報を管理し、複数の機関にある個人情報がある同一の情報であることを確認するために活用するもの

※情報モラル： 情報社会を生きぬき、健全に発展させていく上で、身につけておくべき考え方や態度

※ICT： (Information and Communication Technology の略) 情報・通信に関する技術の総称。



理事会



評議員会